



法務省秘広第35号

平成29年3月10日

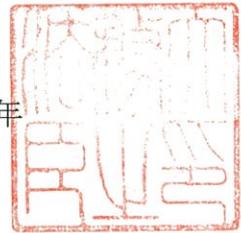
第67回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員 殿

第67回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員長

法務大臣 金田 勝 年



第67回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本運動については、政府における安全・安心な国づくりに向けた取組の一つとして、別紙の内閣総理大臣メッセージの発出など、政府一丸となって進めているところであり、第67回となる本年も、別添実施要綱に基づき、より一層強力に本運動を推進することとしておりますが、本運動が真に成果を挙げるためには、地域社会における国民一人一人の理解と協力が必要です。

つきましては、貴府省庁若しくは貴所所管又は貴団体傘下の地方公共団体若しくは地方関係団体に対し、内閣総理大臣メッセージ等の資料の配布等を通じて本運動の趣旨を周知いただき、強調月間を中心とした広報ポスターの掲出及び中央推進委員会事務局又は地方推進委員会事務局から別途依頼をさせていただき、諸行事への参加等の協力について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第67回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成29年2月17日

内閣総理大臣

安倍晋三